



KAIRO BIMONTHLY

海路隔月版 (for 企業法務)

所長がコメンテーターとして「イマなま3チャンネル」に出演！



今年4月より、所長・山下江が、RC Cテレビ「イマなま3チャンネル」に、コメンテーターとして出演しています。所長の出演は、毎月第4火曜日(14:55～16:43)です。

日の暮らしをサポートする専門家として、視聴者のみなさまに弁護士を身近に感じていただくきっかけとなれば幸いです。

ぜひご覧ください。

☞詳細は山下江のブログ 4/7 でも綴っております。



※写真はスタジオ打ち合わせの際に撮影

初回は4月22日(火)に放映され、多くの方にご好評いただきました。

地元広島の情報発信に貢献するとともに、毎

弁護士 ON・OFF 第24回

弁護士 稲垣 洋之

今年の当事務所の事務所報『海路』(毎年1月発行)でも触れましたが、最近、広島市の図書館をよく利用しています。広島市内の各区にそれぞれ図書館がありますし、南区比治山には全国的にも珍しいまんが図書館もあります。

もともと読書家というわけではなかったのですが、何気なく自宅近くの図書館に立ち寄ってみたところ、読もうと思いついて忘れていた本をたまたま見つけたのをきっかけに、ちょくちょく通うようになりました。一般図書だけでなく新聞や雑誌も置いてあり、気の向いたものをのんびりと眺めるのが休日のリラックスタイムにもなっています。

訪れた図書館の蔵書を閲覧、貸出できるのはもちろんですが、他の図書館に所蔵されているものであっても予約できるうえ最寄りの図書館

まで届けてくれますし、インターネットからも予約申込みできるためとても便利です。

利用者もとても多いようで、先日ある人気作家の最新刊を予約したところ数百人の順番待ちになりました。いつ自分の手もとに届くか分からないその本を楽しみにしながら、今後も図書館通いが続きそうです。



中央図書館



弁護士 山下江の「実務に役立つ企業法務の基礎」第24回

独占禁止法について（5）

独禁法に違反するとどうなる

このテーマの最後に、独禁法に違反するとどうなるかについて説明します。

違反事件の処理手続き

行政上は、行政調査権限による調査があります。

公正取引委員会（公取）の審査官は、事業者の事務所などに立ち入り、帳簿等进行检查し、それを提出させ、関係者に出頭を命じて事情を聴取することができます。

審査の結果、違反行為が認められると、あらかじめ、証拠を提出する機会が付与された上で、排除措置命令が出されます。

事業者は不服の時は、60日以内に審判を請求できます。

刑事上は、犯則調査権限による調査があります。

刑事罰にかかる犯則事件を調査するため、公取の職員は、裁判官の発する令状に基づき、臨検（その場に臨んで帳簿等进行检查する）、搜索又は差押えができます。そして、悪質・重大な事案については、刑事告発が行われることとなります。

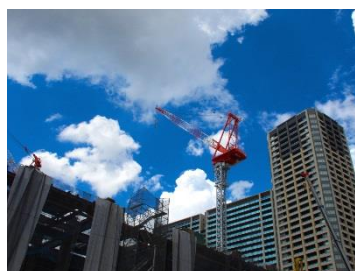
課徴金制度

価格に影響のあるカルテル（入札談合を含む）

を行った事業者や不公正な取引を行った事業者などに対して、金銭的不利益を課す制度です。

カルテルの場合、同期間中の対象商品の売上高の1%から10%の課徴金が課せられます。

カルテルを根絶するための方策として、事業者が公取の調査前に自ら報告及び資料の提出を行った場合には、課徴金が減免されるという制度もあります。1番目の事業者は全額免除、2番目の事業者は50%、3番目の事業者は30%減額されます。調査開始後でも、減免を受ける事業者が3社に達していない場合は、その総数が3社に達するまで30%減額が行われます。



刑事罰

カルテル（不当な取引制限、事業者団体の競争制限）及び私的独占の罪については、違反行為を行った者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金、法人は5億円以下の罰金です。

なお、不公正な取引方法（再販売価格維持行為や優越的地位の濫用など）に係る行為については、刑罰の規定はありません。

差止請求

独禁法違反行為によって著しい損害を受け、



又は受けるおそれがある事業者や消費者は、地方裁判所に提訴することにより、行為者に対して、違反行為の差し止めを請求することができます。さらに、事業者等(債権者)に生じる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、事業者等は、同差し止め請求を本案として、仮処分命令を申し立てることができます。本案の終結までには時間がかかりますので、仮の命令をもって違反行為の差し止めをしようとするものです。この場合には、債権者は、債務者に生じるかも知れない損害を回復するための担保(保証金)を供託する必要があります。

損害賠償責任

独禁法違反行為によって損害を被った事業者や消費者(被害者)は、行為者に対して、損害賠償請求ができます。次の2つ。

ひとつは、民法709条の不法行為に基づく損害賠償請求。

さらに、独禁法25条に基づいて損害賠償請求もできます。事業者(加害者)は、故意過失がなかったことをもって責任を逃れることはできません。違反行為に対して公取の審決が確定した後に、東京高等裁判所に提訴する必要があります。

さらに、地方自治法に基づき、官公庁の入札への指名停止処分等が行われることもあります。

※バックナンバーをご入り用の方は、裏面の連絡先までお問い合わせください。

事務局コラム 第24回 「子育てにやさしいまち ひろしま」 S. Y

「こちらの席どうぞ」。右手に保育園で使う服などを入れたバッグ、左手に昼寝布団、前に10キロ弱の息子を抱えて出勤時バスに乗るとよくお声をかけていただきます。

朝は特に混雑しているので席に座っていたいところを譲っていただき、申し訳ない気持ちとともに感謝の気持ちでいっぱいです。

子供を連れてしていると「いくつ?」と話しかけられたり、あやしてもらったりと顔見知りでない方からお声をかけていただく機会が増え、外出は大変ではありますが、子育ての知恵を伺ったり、おしゃべりをしたりと楽しい時間を過ごしています。

先日、国土交通省よりベビーカーは電車やバスの車内では畳まなくてよいとする共通ルールとマークが発表されました。

私がよく利用する広島電鉄は、このような発表がなされる随分前から全国に先駆け、ベビーカースペースを設置されており、トラブルもなくとて

も快適に利用させていただいています。他県から広島に来ている私は、実家に帰る度に「広電のようにならないかなあ〜」と思っていたところでした。

当事務所では、広島県が行っている「子育て応援イクちゃんサービス」に参加しており、ミルクのお湯の提供やお子様連れでも安心してご相談にいらしていただけるよう、キッズスペースのある相談室をご用意しております。

私も微力ながら事務所での業務を通して恩返しできたらと思い日々励んでいます。



キッズスペース付き相談室



法律事情なう

◆第11回企業法務セミナー・懇親会開催のご案内

当セミナー参加者は、1カ月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。※前回好評につき、懇親会も同時開催します！



平成26年5月22日(木)

《セミナー》18:30～19:20

《懇親会》19:30～21:00

講師 弁護士 柴橋修

“セクハラ、パワハラなど社内トラブル対処法”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 6,000円

(一般の方で懇親会のみ参加 5,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆「経営革新等支援機関」の認定証が届きました！



中国財務局長・中国経済産業局長から、多様化・複雑化する経営課題を解決するための

「経営革新等支援機関」として認定したことを証する認定証が届きました。

事業計画の策定、財務内容や経営状況の分析など、自社の抱える経営課題を解決したい場合は、ぜひ当事務所にご相談ください。また、顧問会社様に向け、より充実したサービスの提供につながれば幸いです。

◆相続アドバイザーによる無料セミナー定期開催

今年2月より

2ヶ月ごとに、

一般社団法人

人生安心サポ

ートセンターさりのプラチナサロンにおいて、相続アドバイザーによる無料セミナーを開催しています。参加者様にたいへんご好評いただき、キャンセル待ちの人気講座となっています。



◆加藤泰弁護士による「秘書勉強会」を開催



当事務所の弁護士・加藤泰による秘書勉強会を、定期的に行っています。秘書は様々なケースの対応方法を学び、

疑問解決の場としても活用しています。所内キャリアアップ体制を整え、教養と専門的知識を深められるよう、日々研鑽に努めております。

◆フィリピン台風支援活動中間報告書・現地報告書



昨年11月、事務所内に「フィリピン台風被害支援委員会」を結成し、受付に募金箱を設置して義援金を募り、集まった50,317円と、衣類・食料品を送りました。広島フィリピン友好協会より、フィリピン台風支援

活動中間報告書と現地報告書が届きました。ご支援くださったみなさまにお礼申し上げます。詳しくは

☞山下江のブログ 11/8・27, 1/31 をご参照ください。



山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL：082-223-0695 / FAX：082-223-2652 / E-MAIL：info@law-yamashita.com

予約電話受付：7時～24時

相談時間：月曜 9時～21時（夜間相談有り）、火曜～金曜 9時～18時、土曜10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。

